

愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業水産局及び農林基盤局（以下「農林基盤局等」という。）が発注する建設工事等（以下「工事」という。）、及び測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事及び建設コンサルタント等業務に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 工事における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を試行する工事を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は予定価格が3億円未満の競争入札（地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。）に試行するものとする。

2 建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度は、予定価格が1千5百万円以上の競争入札に試行するものとし、最低制限価格制度は予定価格が1千5百万円未満の競争入札に試行するものとする。なお、試行対象業務は別表第1に掲げるものとする。ただし、積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は除く。

3 前二項の規定にかかわらず、農林基盤局長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 低入札価格調査制度を実施する工事等及び建設コンサルタント等業務は基準価格を、また最低制限価格制度を実施する工事及び建設コンサルタント等業務は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に、工事については第2項に基づき、建設コンサルタント等業務については第3項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

2 工事における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、別表第2に掲げる工事等の種類については、予定価格算定の基礎となった別表第2の①から⑤に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。なお、農業水産局及び農林基盤局入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に格付のない工事の割合の算定については、建設局、都市・交通局及び建築局（以下「建設局等」という。）の要領に基づく割合を用いるものとする。

- 一 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 三 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 四 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった別表第3の業務区分の①から④に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、複数の業務区分を含む建設コンサルタント等業務については、業務

区分ごとに別表第3の①から④に掲げる額を合計した額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

- 4 特別なものについては、前二項の規定にかかわらず10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合とする。
- 5 第2項及び次条第1項に定める額の算定にあたっては、予定価格算定の基礎となった積算上の各項目を、農林基盤局等の積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき、機器単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等にそれぞれ分類し、算定するものとする。なお、農林基盤局等の積算基準及び歩掛表にない工種の算定にあたっては、建設局等の積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき算定するものとする。

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

第4条 工事における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする基準であり、低入札価格調査制度を適用する工事等に試行するものとする。ただし、別表第4に掲げる工事等の種類については、別表第4の工事等の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。なお、入札参加資格者名簿に格付のない工事については、建設局等の要領に基づく基準を用いるものとする。

- 一 入札価格（入札書に記載された価格。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合
 - 二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合
 - 三 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合
 - 四 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
- 2 建設コンサルタント等業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、その者の申込みに係る価格が、予定価格算定の基礎となった別表第5の業務区分の①から④に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を下回った場合に失格とする基準であり、予定価格が1千5百万円以上の建設コンサルタント等業務に試行するものとする。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する工事及び建設コンサルタント等業務については、失格判断基準を試行しない。

(最低制限価格)

第5条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格は、第3条の基準価格の算出と同様とし、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(入札の執行)

第6条 本要領の対象となる工事及び建設コンサルタント等業務の入札を執行する場合は、入札執行前に、入札参加者に対し当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。なお、低入札価格調査制度を実施する場合において、失格判断基準を設定する場合も同様とする。

- 2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）により、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第7条 工事について前条第2項の入札が行われた場合には、主務課長及び契約担当課長は、最低価格入札者等の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて、次のような内容により、必要に応じて、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

ただし、農林基盤局長が別に定める最低価格入札者等の申込みに係る価格等については、当該定めにより調査を行うことができる。

- 一 第4条第1項による判断
- 二 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）
- 三 手持工事の状況
- 四 手持資材の状況
- 五 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 六 労務者の具体的供給見通し
- 七 建設副産物の搬出予定
- 八 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- 九 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- 十 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- 十一 その他必要な事項

2 建設コンサルタント等業務について前条第2項の入札が行われた場合には、主務課長及び契約担当課長は、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者又は工事監理者（以下「管理技術者等」という。）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとする。

- 一 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。
- 二 愛知県と過去5か年度及び本年度4月1日以降に契約した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。なお同一業種とは別表第6に掲げる業種をいう。

なお、追加して配置する担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。

(調査の結果)

第8条 主務課長は、前条により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式1又は様式2）により、愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等契約業者指名審査会議（かい長委任の工事及び建設コンサルタント等業務にあつては各かいの指名審査会議）（以下「審査会議」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

なお、第4条第1項による失格の場合は、審査会議への報告は必要ないものとする。

(落札者の決定)

第9条 契約担当課長は、審査会議において、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合又は当該契約の内容に適合した管理技術者が確保されると判断した場合にあつては、すみやかに最低価格入札者等を落札者と決定し、落札者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式3）により通知するものとする。

2 契約担当課長は、審査会議において、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合又は当該契約の内容に適合した管理技術者が確保されないと判断した場合にあつては、最

低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条以降の最低価格入札者等と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 前二項により次順位者を落札者と決定したときには、次順位者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式3）により通知するものとする。
- 5 あいち電子調達共同システム（CAL S/E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札においては、第1項及び前項の落札者及びその他の入札参加者全員に対する通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

（調査結果等の公表）

第10条 第7条第1項に基づく調査を実施した場合には、当該契約の締結後、その調査結果の概要を公表するものとする。

- 2 工事について前条第2項により最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者と決定した場合は、その理由を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

ただし、消費税率の改正に係る箇所は、令和元年 9 月 30 日までに引渡しをする工事等及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

業務区分	対象となる積算基準		
	農地	林務	水産(建設局等の積算基準)
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> 測量業務の価格積算基準(農林水産省農村振興局) 用地調査等業務の価格積算基準(農林水産省農村振興局) 	<ul style="list-style-type: none"> 測量業務の積算基準(林野庁) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表第3章 測量業務積算基準 用地調査及び物件調査委託業務積算基準第2章 用地調査 国土交通省「港湾請負工事積算基準」第3部 その他の積算基準 第2編 測量・調査等業務
建築関係の 建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務の価格積算基準(農林水産省農村振興局) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 設計監理委託料算定基準
土木関係の 建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務の価格積算基準(農林水産省農村振興局) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務の積算基準(林野庁) 計画作成等業務の積算基準(林野庁) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表第5章 設計業務等積算基準 調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表第6章 調査計画業務 国土交通省「港湾請負工事積算基準」第3部 その他の積算基準 第1編 設計等業務 国土交通省「港湾請負工事積算基準」第3部 その他の積算基準 第2編 測量・調査等業務 国土交通省「下水道用設計標準歩掛表」第3巻 設計委託
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> 地質土質調査業務の価格積算基準(農林水産省農村振興局) 	<ul style="list-style-type: none"> 地質調査業務の積算基準(林野庁) 	<ul style="list-style-type: none"> 調査設計業務委託積算基準及び歩掛表第4章 地質調査積算基準 国土交通省「港湾請負工事積算基準」第3部 その他の積算基準 第3編 土質調査業務
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> 用地調査等業務の価格積算基準(農林水産省農村振興局) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 用地調査及び物件調査委託業務積算基準第3章から第12章

別表第2

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
土地改良工事積算基準(施設機械)に基づき積算する機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

別表第3

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務費（解析）費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額	

- 1 農地関係において、建築関係の業務で、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）を使用した場合には、「土木関係の建設コンサルタント業務」により算定する。

別表第4

工事等の種類	失格判断基準
土地改良工事積算基準 (施設機械)に基づき積算する機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

別表第 5

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務費（解析）費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	

- 1 農地関係において、建築関係の業務で、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）を使用した場合には、「土木関係の建設コンサルタント業務」により算定する。
- 2 治山・林道関係において、計画作成等業務の場合には、「土木関係の建設コンサルタント業務」により算定する。

別表第 6

建築設計、設備設計、一般測量、航空写真測量、河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、道路、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、建設環境、地質調査、土地調査、土地評価、物件調査、事業損失

様式1 (工事の場合)

(審査会議承認等記入欄)

下記工事について、適合した履行が 確保される と認められる。
確保されない

(元号) 年 月 日

低入札価格調査報告書

下記工事について調査した結果は、下記のとおりです。

(元号) 年 月 日

主務課長

工 事 名	事業	地区	工事
工事場所	郡市	町村	
工事の概要			
入札執行日	(元号) 年 月 日 ()		
最低価格 入札業者名			
入札価格	(基準価格 円)		
調 査 項 目	その価格により 入札した理由		
	手持ち工事の 状況		
	手持ち資材の 状況		

調査項目	資材購入先及び 購入先と入札者 の関係	
	労務者の具体的 供給見通し	
	建設副産物の 搬出予定	
	過去に施工した 公共工事名及び 工事成績	
	経営状況	
	信用状況	
	その他必要な 事項	
主務課長の 総合的な意見		
契約担当課長の 総合的な意見		

様式2(委託の場合)

(審査会議承認等記入欄)

下記委託について、適合した管理技術者等が
確保される
と認められる。
確保されない

(元号) 年 月 日

低入札価格調査報告書

下記委託について調査した結果は、下記のとおりです。

(元号) 年 月 日

主務課長

委託名	
納入場所	
委託の概要	
入札執行日	(元号) 年 月 日 ()
最低価格入札業者名	
入札価格	(基準価格 円)
調査項目	管理技術者等の能力・経験
	愛知県が(元号)年4月1日以降発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績

様式3

第 号
(元号) 年 月 日

様

愛知県知事
(愛知県 所長)

落札者の決定について（通知）

(元号) 年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、貴社（〇〇〇〇株式会社）を落札者と決定しました。

記

- 1 工事(委託)名
- 2 工事(納入)場所
- 3 落札価格 金〇〇〇, 〇〇〇円 (入札書記載金額 金〇〇〇, 〇〇〇円)

担 当
電 話
内 線

※落札業者へ通知を出す場合は「貴社」、その他の入札業者に対して通知を出す場合は落札業者名「〇〇〇〇株式会社」を記載すること。